

## 令和3年度大阪府自動車小売業最低賃金

### 専 門 部 会 資 料

資料1	大阪府自動車小売業最低賃金専門部会運営規程（案）	1
資料2	令和3年度最低賃金専門部会の審議に関する了解事項	3
資料3	令和3年度特定最低賃金の改正決定に係る申出状況	5
資料4	申出書	7
資料5	令和2年9月25日付け大阪府自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）（写）	9
資料6	令和元年9月25日付け大阪府自動車小売業最低賃金の改正決定について（答申文・写）	11
資料7	最低賃金の改正決定等について（諮問文・写）	13
資料8	令和3年度特定最低賃金改正申出に係る審議の流れ	15
資料9	自動車小売業の改正申出にかかる 企業内最低賃金に関する労働協約一覧表	17
資料10	令和3年度改正の必要性の有無に係る意見書 （労働者側）	19
	（使用者側）	21
資料11	大阪府内の最低賃金リーフレット	27
資料12-1	令和3年春季賃上げ妥結状況（最終報）	29
資料12-2	令和3年春季賃上げ妥結状況（詳細分析報告）	37



大阪地方最低賃金審議会  
大阪府自動車小売業最低賃金専門部会運営規程（案）

（規程の目的）

第1条 この規程は、大阪地方最低賃金審議会大阪府自動車小売業最低賃金専門部会（以下、「専門部会」という。）の議事に関し、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

（委員）

第2条 専門部会は、公益を代表する委員3人、労働者を代表する委員3人及び使用者を代表する委員3人をもって組織し、委員の総数を9人とする。

（会議の招集）

第3条 専門部会の会議（以下、「会議」という。）は、当該部会の長（以下、「部会長」という。）が必要と認めたときのほか、大阪労働局長（以下、「局長」という。）又は3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。ただし、年度最初の会議は、大阪地方最低賃金審議会会長（以下、「審議会会長」という。）が招集する。

2 前項の規定により、局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

（委員の欠席出席等）

第4条 部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第6条第6項により準用する同令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で通知しなければならない。

→4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在になるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知しなければならない。

（会議の進行）

第5条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

3 専門部会は、部会長が必要と認めるときには、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として非公開とする。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録及び議事要旨を作成するものとする。

2 議事要旨は原則として公開する。

(報告)

第8条 部会長は、会議において最低賃金法及び最低賃金審議会令に基づいて議決を行ったときには、その審議結果について、審議会会長に対して報告するものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は、平成16年9月15日から施行する。

~~改正~~ この規程は、平成25年9月9日から施行する。

改正 この規程は、令和3年8月●日から施行する。

## 令和3年度最低賃金専門部会の審議に関する了解事項

令和3年7月6日

大阪地方最低賃金審議会は、各最低賃金専門部会の運営に関する事項について、下記のとおり了解する。

### 記

#### 地域別最低賃金専門部会

##### 1 最低賃金審議会令第6条第5項の適用

地域別最低賃金専門部会（以下「地賃部会」という。）において、全会一致で議決された場合は、最低賃金審議会令（昭和34年政令163号）（以下「令」という。）第6条第5項の規定に基づき、地賃部会の決議をもって大阪地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の決議とする。

##### 2 審議結果の審議会への報告

審議結果は、当該審議における議決が全会一致であるか否かにかかわらず、すべて審議会に報告する。

##### 3 審議の基本方針

審議は、自主性発揮等の観点から以下の基本方針に基づいて行うものとする。

- (1) 大阪労働局長から大阪府最低賃金の改正の決定について審議会に対して諮問がなされた場合は、効率的な審議に資するよう、中央最低賃金審議会から地方最低賃金審議会に対して地域別最低賃金額改正の目安が提示される前であっても、調査審議を開始すること。
- (2) 前記(1)の調査審議は、大阪府下の最低賃金を取り巻く実情等を十分考慮して行うこと。
- (3) 改定最低賃金額の早期発効に努めるとともに、従来の経緯を尊重しつつ円滑な調査審議を行うこと。
- (4) 議決は、全会一致となるよう努めること。

##### 4 地賃部会の廃止

任務を終了したときは、地賃部会を廃止する。

#### 特定最低賃金専門部会

##### 1 特定最低賃金専門部会の任務

特定最低賃金専門部会（以下「特賃部会」という。）は、特定最低賃金（以下「特賃」という。）の決定又は改正決定の調査審議のほか、必要に応じ、これらの必要性の有無についての調査審議を行う。

##### 2 令第6条第5項の適用

特賃部会において、全会一致で議決された場合は、令第6条第5項に基づき、特賃部会の決議をもって審議会の決議とする。

### 3 審議結果の審議会への報告

審議結果は、当該審議において全会一致で議決されない場合は、審議会へ報告する。

### 4 審議の基本方針

- (1) 改定最低賃金額の早期発効に努めるとともに、従来の経緯を尊重しつつ円滑な調査審議を行うこと。
- (2) 審議は、拙速に陥らないように十分に配意し、適正な金額を示すこと。

### 5 特賃部会の廃止

任務を終了したときは、特賃部会を廃止する。

# 令和3年度 特定最低賃金の改正決定に係る申出状況

令和3年6月30日現在

最低賃金の件名及び産業分類	意向改正年月日	申出者	労働者数	合意労働者数 (割合)	備考
改 正	令和3年2月28日 令和3年6月29日	大阪府塗料製造業最低賃金 (E160, 1644, L7282)	2,039	958 (47.0%)	労働協約ケース
		大阪府鉄鋼業最低賃金 (E22, L7282)	17,157	7,101 (41.4%)	労働協約ケース
正 決	令和3年2月28日 令和3年6月29日	大阪府はん用機械器具製造業、 生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、 暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、 船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金 (E240, 243, 247, 25, 260, 261, 262, 2635, 2645, 2652 2691, 2692, 2694, 270, 271, 272, 310, 313, L7282)	56,562	23,535 (41.6%)	労働協約ケース
		大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金 (E310, 311, L7282)	14,113	7,811 (55.3%)	労働協約ケース
決 定	令和3年2月28日 令和3年6月29日	大阪府電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、 情報通信機械器具製造業最低賃金 (E28, 29 (E2941, 297を除く), 30, L7282)	34,144	33,762 (98.9%)	労働協約ケース
		大阪府非鉄金属・同合金圧延業、 電線・ケーブル製造業最低賃金 (E230, 233, 234, L7282)	4,709	2,927 (62.2%)	労働協約ケース
	令和3年2月28日 令和3年6月29日	大阪府自動車小売業最低賃金 (I590, 591 (I5914を除く), L7282)	19,545	9,093 (46.5%)	労働協約ケース

※ 労働者数は、平成28年度経済センサス 事業所母集団データベース (30年次フレーム) から算出



2021年6月29日

大阪労働局長  
木暮 康二 様

大阪府大阪市淀川区宮原4丁目3-12  
自動車総連 大阪地方協議会  
議長 森 茂 樹

## 申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、大阪府自動車小売業の最低賃金の改正を下記のとおり申し出る。

### 記

- 1 申出する者が代表する基幹的労働者  
大阪府において自動車小売業を営む使用者される労働者 9,093人
- 2 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲  
大阪府において自動車小売業を営む使用者される労働者。ただし、次に掲げる者は除く。
  - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
  - (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
  - (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者以上 約19,545人
- 3 改正を申し出る最低賃金の件名 大阪府自動車小売業最低賃金
- 4 申出の内容  
上記3の最低賃金の改正を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。



## 5 申し出の理由

＜労働協約ケースの場合＞

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者がおおむね3分の1に達していることから法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

賃金の最低額に関する労働協約の適用される基幹的労働者数 9,093人

大阪府における自動車小売業を営む使用者に使用される基幹的労働者数 19,545人

= 51 > おおむね3分の1以上

労働協約上の賃金の最も低い額 = 1,000円/時間額

改正決定の場合は現在適用されている法定最低賃金額 = 965円/時間額

## 6 添付書類

- (1) 申し出合意書及び委任状
- (2) 労働契約の写し
- (3) 大阪府における自動車小売業の事業者数と労働者の概算  
及び当該労働協約の適用を受ける基幹労働者の概算
- (4) 所定労働時間及び所定労働日数



令和2年9月25日

大阪地方最低賃金審議会  
会長 服部良子 殿

大阪地方最低賃金審議会  
大阪府自動車小売業  
最低賃金専門部会  
部会長 飯島敬子

大阪府自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性の  
有無について（報告）

当専門部会は、令和2年7月8日開催の大阪地方最低賃金審議会（第335回）総会において付託された標記について、関係資料の検討、関係労使の意見聴取を実施し、慎重に審議を重ねた結果、大阪府自動車小売業に係る最低賃金の改正決定について、全会一致に至らなかったため必要性有りとする事はできないとの結論に達したので報告する。





令和元年9月25日

大阪労働局長  
井上真殿

大阪地方最低賃金審議会  
会長 服部良子

大阪府自動車小売業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和元年7月3日付け大労発基0703第2号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、専門部会を設け、各種資料を参考として、慎重に審議した結果、別紙のとおり改正決定することが適当であるとの結論に達したので答申する。

なお、本答申は、最低賃金審議会令第6条第5項の規定に基づく専門部会の決議によるものであることを申し添える。



大阪府自動車小売業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

大阪府の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く。以下同じ。）、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間965円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和元年12月1日

大労発基 0706 第 2 号  
令和 3 年 7 月 6 日

大阪地方最低賃金審議会  
会長 服部 良子 殿

大阪労働局長  
木暮 康二

### 最低賃金の改正決定等について（諮問）

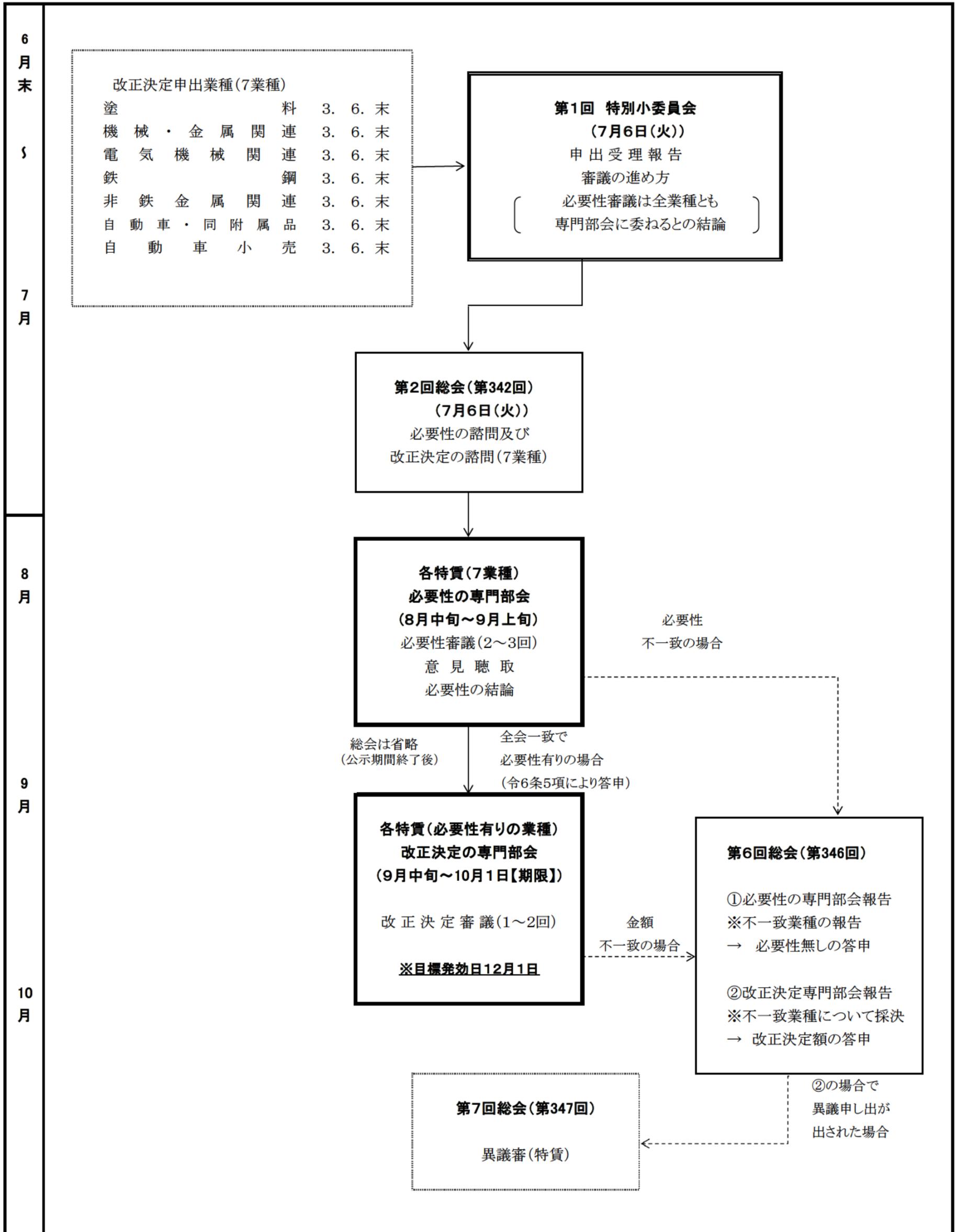
最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）（以下「法」という。）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の最低賃金の改正決定に関する申出があったので、法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。また、貴会における審議の結果、下記の最低賃金のうち、改正決定することを必要と認めるとの結論に達した最低賃金の改正決定について、法第 15 条第 2 項の規定に基づき、併せて貴会の調査審議をお願いする。

### 記

- ・ 大阪府塗料製造業最低賃金
- ・ 大阪府鉄鋼業最低賃金
- ・ 大阪府はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金
- ・ 大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金
- ・ 大阪府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- ・ 大阪府非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業最低賃金
- ・ 大阪府自動車小売業最低賃金



# 令和3年度 特定最低賃金改正申出に係る審議の流れ





# 自動車小売業の改正申出にかかる企業内最低賃金に関する労働協約一覧

現行法定最低賃金額  
時間額 965円

事業所番号	対象人数 (人)	所定労働時間数 (時間)	所定労働日数 (日)	令和3年協約金額		
				月額(円)	日額(円)	時間額(円)
1	1,093	160.50	21.40	168,000	—	1,047
2	1,196	160.65	21.42	166,000	—	1,033
3	852	164.69	21.25	169,000	—	1,026
4	358	164.69	21.25	169,000	—	1,026
5	61	164.69	21.25	169,000	—	1,026
6	242	160.60	21.42	164,000	—	1,021
7	253	160.62	21.40	166,000	—	1,033
8	246	157.60	21.25	172,000	—	1,092
9	394	159.40	21.25	173,400	—	1,087
10	100	162.75	21.00	175,000	—	1,075
11	1,572	161.23	21.50	163,000	—	1,011
12	209	161.75	21.58	170,000	—	1,051
13	594	159.99	21.33	160,000	—	1,000
14	1,188	163.30	20.40	165,400	—	1,013
15	445	158.00	21.00	184,200	—	1,166
16	290	160.63	21.42	173,000	—	1,077
合計	9,093					

※ 網かけ部分は、協定額のうち最低額。

※ 労働組合が同一の事業場（協約内容が同じ）は、まとめて表記している



## 令和3年度 改正の必要性の有無に係る意見書

特定最低賃金名	大阪府自動車小売業	最低賃金
労働側		

1. 大阪府における特定最低賃金の改正の必要性の有無に係る意見をお聞かせください。

◆改正の必要性があると考えます。

2. 上記1の判断をされた理由（根拠）を、以下の項目ごとにお示しください。

①産業の実態〔経営実績、支払能力等〕

◆自動車は、経済社会の基盤となる輸送手段を提供するのみならず、生活文化を形作る重要な要素ともなっている消費財です。通勤や外出時の「足」として利用されているだけでなく、余暇においてはより充実した生活実現に「愛車」として活躍しています。また、個人で所有していなくてもバス・タクシー・配達車等の利用があり、自動車との関わりを持たない人や企業はほとんどありません。さらに新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から公共交通機関の利用からマイカー通勤を推奨する企業や団体が増えていることから、大阪府の経済と人々の生活を支えていると言っても過言ではないのです。

◆（一財）自動車検査登録情報協会の「都道府県別・車種別自動車保有台数(軽自動車を含む)」によると、大阪府は全国5位の保有台数3,805,308台(令和3年4月末現在、昨年より294台増)を抱える地域であり、自動車の販売と整備を生業とする自動車小売業が大阪府の産業構造の中においても重要な位置を占めていると言えます。

◆自動車販売の現場においては、商品や保険の知識を持ち、クレジットを含めた購入条件をお客様のニーズに合わせて提案できる販売員や、国家資格を有する整備士の確保が必要になります。自動車の機能向上が著しい今日、販売員はお客様に説明すべき事項が増大しているうえ、各種媒体を通じて溢れる情報の中からお客様に合った的確な情報の提供が求められています。整備士もお客様に対して安心・安全を提供するには高度な技術と知識が求められています。自動車は取り扱いを誤ると人命に関わる商品であり、それを販売し、性能を維持するメンテナンスを永きにわたって行うという責任の重大性は他の商品と比べ物になりません。

◆自動車小売業は、販売技能やノウハウを持った販売員と整備サービスを担う国家資格を持った技能者の確保が必要であり、また高額商品を提供する観点からもお客様に安心感を持っていただくために正社員の比率は高い業態だと言えます。従って多くの正社員を雇用し続ける企業体力(経営実績・経営能力・支払能力)を持つことは必然であり、春の取り組みにおいても自動車総連の資料によれば、大阪府の自動車ディーラー21社のうち11社が賃金改善を獲得、また企業内最低賃金協定についても自動車総連大阪地方協議会に報告をいただいた14社では、企業内最低賃金は時給で1,000円以上になっていることから支払能力に問題はないと判断します。



## ②賃金の実態〔一般賃金の改定状況（額・率）等〕

- ◆大阪府労働環境課が府内労働組合の賃上げ状況をまとめた、令和3年春季賃上げ妥結状況（詳細分析報告）の産別妥結状況によると、卸・小売業の妥結額【加重平均】は5,725円となり、昨年の5,671円と上回っています。
- ◆厚生労働省の賃金構造基本統計調査によると、大阪府の高卒初任給（令和元年）の平均月額は男性で177,200円、女性で173,500円であり、時間額に換算すると（1ヵ月単位の変形労働時間制【31日】の労働時間で月額を除いた）、男性で1,000.6円、女性で979.7円となります。この時間額は大阪府における現行の自動車小売業の特定最低賃金965円を上回っています。

## ③生活の実態〔物価、標準生活費等〕

- ◆総務省統計局による総合消費者物価指数では2015年を100として101.9（前年同月比0.2%増）、生鮮食品を除く総合指数は101.7（前年同月比0.2%増）、生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数は101.7（前年同月比0.2%減）となっており、傾向としては緩やかな物価上昇がみられる。また総務省統計局家計調査（2021年5月）によれば、消費支出は前年同月比で実質11.6%増加する一方、収入としては実質2.6%減少している。大きな影響が見られた内容として、外食費用が下がっているものの、新型コロナウイルス感染症対策としてのマスクや手消毒液などの恒常的な支出増が、最低賃金近傍で働く者の家計に大きな影響を与えている。加えて、1年余のコロナ禍により労働者の生活困窮度は深刻さを増し、緊急小口資金等による貸付はリーマンショック時の5倍以上の件数となっている。

## 3. その他

- ◆自動車産業は日本経済を支える産業であると言っても過言ではありません。その産業を支えているのは、まさにそこで働く「人」であり、持続的な産業・企業の競争力を維持・向上させ続けるためには、「労働の質の高さ」に相応しい労働条件を目指し実現していくことで産業全体の底上げを図り、「人」の意欲・活力を高める必要があります。こうしたことから産業における基幹的労働者の労働条件の底支えとなる特定（産業別）最低賃金を引き上げ、産業に相応しい最低賃金水準の底上げを図っていかねばなりません。
- ◆組織化された労働者は対等な労使交渉で自らの労働条件決定に関与できますが、未組織労働者や非正規労働者の多くは労使交渉の機会すらなく、自らの労働条件決定に関与することができないのが現状です。すべての労働者の賃金の底支えを図るためにも、最低賃金への取り組みを推進する必要があると考えます。特に産業別最低賃金への取り組みは、労使間だけに留まらず公益側も加わり三位一体となった日本で唯一の企業の枠を超えた労働条件決定システムです。中小零細に働くパートタイム労働者をはじめとする非正規労働者などの賃金の格差是正、底支え、公正競争の整備に大きな役割を果たしているとともに、企業にとってもより良い人材確保の観点からも重要な制度です。産業ごとの企業横断的な最低賃金水準を決定する役割は、地域別最低賃金とは大きく性格が異なって産業の健全な発展に寄与するものであり、産業に相応しい水準で産業別最低賃金を設定していく必要があります。

○ 記述責任者： 自動車総連 大阪地方協議会 山田 晋  
記述年月日： 令和 3 年 7 月 26 日

令和3年度 改正の必要性の有無に係る意見書

特定最低賃金名	自動車小売業・整備業 最低賃金
労・ <b>使</b> 側	

1 大阪府における特定最低賃金の改正の必要性の有無に係る意見をお聞かせください。  
改正の必要は無いものと考えます。

2 上記1の判断をされた理由（根拠）を以下の項目ごとにお示しください。

① 産業の実態〔経営実績、支払能力等〕

昨年発生した新型コロナウイルスの感染拡大に伴う景気の後退は、未だ先行きが見えず不安定な状況が続いている。コロナの影響で自動車の必要性が見直され、ほんの少し自動車小売業の業績が良くなったかの評価がなされているものの、それは一時的なものであり、かつコロナ以前まで回復しているわけではない。

② 賃金の実態〔一般賃金の改定状況（額・率）等〕

他の小売業と比較しても一定レベルに達している状況であり、本年の春闘においてもベースアップを行った企業はごく僅かである。

③ 生活の実態〔物価、標準生活費等〕

2020年平均の消費者物価総合指数は、2015年を100として101.8となっておりますが、一方で自動車小売りの最賃は、2015年を100とすると、122.9となります。そんな中改正の必要は無いと考えます。

④ その他

ただし、本年は地域最賃が大幅に上がる様子であり、地域最賃を下回ることにはできないため、それに沿った改正はやらざるを得ない。

3 その他

地域最賃の今年的大幅な改定により「特定最賃」の必要性はなくなったものと考えます。

○ 記述責任者（意見の出所を明らかにしてください。）

氏名 大阪トヨペット株式会社 塩崎邦生

記述年月日：令和 3年 8月 7日





## 令和3年度 改定の必要性の有無に係る意見

特定最低賃金名	自動車小売業 最低賃金
労 使 側	

### 1. 大阪府における特定（産業別）最低賃金の改定の必要性の有無に係る意見をお聞かせください。

現在の時点で、改定の必要は無いと考えます。

### 2. 上記1の判断された理由（根拠）を以下の項目ごとにお示しください。

#### ①産業の実態（経営実績、支払能力等）

昨年度の全国需要は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、4,658千台（前年比92.4%、前々年比88.5%）と大幅に下回りました。

こうした中、今年度も自動車小売業を取り巻く環境は、少子高齢化によるマーケットの縮小といった基本的な問題に加え、依然続くコロナの影響、更に今年度は世界的な半導体の供給不足など、経営環境は益々厳しい状況が続くことが予想される。

#### ②賃金の実態（一般賃金の改定状況、（額・率）等）

昨年と同様、ベースアップは実施せず、一般賃金の改定は昇降格に伴う制度的昇給のみの中、サービス事業の中核を担うメカニックの採用や退職抑制を図るため、各種手当の見直しを進めた結果を合わせても、その昇給率は2.66%と微増に留めている。

また賞与についても、依然コロナ渦における市場環境が不透明な中、妥結月数は前年同水準（前々年比88%）に留めざるをえない状況にある。

#### ③生活の実態（物価、標準生活費等）

総務省統計局発表 2020年平均消費者物価指数（総合指数）は、大阪「100.9%（前年比△0.1%）」と、昨年同様微増に留まり、物価水準は大きく変わらない状況にあると判断する。

#### ④その他

自動車小売業が特定最低賃金業種として指定されていますが、大阪府最低賃金と僅か1円の差しか無く、自動車産業とはいえ、あくまで小売業であり、特別な産業分野として位置づける必要性は無いと思います。

#### ○記述責任者

日産大阪販売株式会社

代表取締役副社長 萩田 英智

記述年月日：令和3年8月2日





令和3年度 改正の必要性の有無に係る意見書

特定最低賃金名	自動車小売業・整備業	最低賃金
労・ <b>使</b> 側		

1 大阪府における特定最低賃金の改正の必要性の有無に係る意見をお聞かせください。  
改正の必要はないと考えます。

2 上記1の判断をされた理由（根拠）を以下の項目ごとにお示しください。

① 産業の実態〔経営実績、支払能力等〕

- ・ 少子高齢化と免許保有者減少によって、国内自動車市場は縮小傾向にある
- ・ CASE に代表される 100 年に一度の大革命期に突入し、新たな競合が参入
- ・ 特に、急激な電動化シフトによって、新たな設備投資が必要となる
- ・ 世界的な半導体不足に伴う新車生産調整により、納期が長期化している
- ・ ワクチン接種は進んでいるが、新型コロナウイルスの感染拡大が収まらず、第5波が押し寄せており、コロナ前の社会経済状況に戻る気配がない
- ・ 新たな生活様式に対応するための IT 投資が必要となり、中小企業における支払い能力に余裕がなくなると予想される

② 賃金の実態〔一般賃金の改定状況（額・率）等〕

各社が、体力に応じて可能な範囲でベースアップを実施していることと推察します。

③ 生活の実態〔物価、標準生活費等〕

関西 6 府県において、大阪府は最低賃金が最も高い状況であり、現状で生活水準は維持可能と考えます。

3 その他

大阪府最低賃金と大差がなく、自動車小売業・整備業が特定な業種とみなされる理由が乏しいと考えます。

記述責任者： 株式会社 関西マツダ 前山 敦史

記述年月日： 令和3年7月26日





<b>大阪府最低賃金</b>	<b>964円</b> (令和元年10月1日)	大阪府内の事業場で働くすべての労働者とその使用者	
非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業	<b>965円</b> (令和元年12月1日)	(1)18歳未満又は65歳以上の方 (2)雇入れ後3月未満の技能習得中の方 (3)清掃又は片付けの業務に主として従事する方	主としてワイヤーハーネスの製造に係る業務のうち、手工具若しくは小型動力工具を使用して行う組線、取付け、かしめ又は刻印の業務に従事する方
自動車小売業	<b>965円</b> (令和元年12月1日)		
自動車・同附属品製造	<b>970円</b> (令和2年12月1日)		
はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船舶用機関製造業	<b>968円</b> (令和2年12月1日)		
鉄鋼業	<b>968円</b> (令和2年12月1日)		
塗料製造業	<b>971円</b> (令和2年12月1日)		次の業務に主として従事する方 (1)ラベルはりの業務 (2)手作業による空き缶及びふたの取りそろえ並びに充てんラインへの送給、包装、箱詰め、袋詰め、こん包又は18リットル缶未満の充てん製品運搬の業務
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	<b>966円</b> (令和2年12月1日)		次の業務に主として従事する方 (1)手作業による包装又は袋詰めの業務 (2)部品の組立て又は加工の業務のうち、手工具又は小型動力工具を使用して行う組線、取付け、かしめ、巻線若しくは刻印の業務

**賃上げ・就業環境整備をご検討の事業主の皆様へ  
支援制度のご案内**

- ①業務改善助成金のご案内(2021(令和3)年度)
- ②キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)のご案内
- ③中小企業・小規模事業者向け無料相談窓口のご案内

詳しくは裏面をご覧ください



最低賃金についてご不明の点がありましたら 大阪労働局労働基準部賃金課 (電話06-6949-6502) または 最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

・生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部の助成を受けることができる制度です。

・生産性向上のための設備投資の例

- 小売業で在庫管理システムを導入し、バーコード読み取りでリアルタイムに在庫状況が分かるようになったため、管理表作成に要する時間が省略できた。
- 飲食店でレイアウト変更を行い、店員と来店客との動線が分かれ、業務が効率化された。
- パン製造販売業で大型の窯を導入し、一度に焼き上げられるパンの数が増えて焼き上げに要する時間が短くなった。

詳しくは、大阪労働局雇用環境・均等部企画課助成金第一係(電話06-6941-4630)におたずねください。

- ・中小企業・小規模事業者等以外の企業も利用可能な助成制度です。
- ・全て又は一部の有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を改定し、2%以上増額した場合に助成を受けることができます。 ※業務改善助成金と併給調整の対象になる場合があります。
- ・詳しくは、大阪労働局助成金センター(電話06-7669-8900)におたずねください。

中小企業・小規模  
事業者の皆様へ

専門家(社会保険労務士等)が無料で相談対応、中小企業・小規模事業者へ支援制度をご提案！！

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターでは、長時間労働の是正や同一労働・同一賃金の実現など「働き方改革関連法への対応」に関する相談窓口を設けております。働き方改革に取組み、社員のモチベーションアップ・生産性の向上を目指しませんか。

- ・専門家(社会保険労務士)が電話・来所・電子メール・オンライン・企業訪問による相談支援を実施。
- ・「人材確保のための労務改善」や「新型コロナウイルス感染症への対応」などの相談にも対応。
- ・就業規則の改定、労働時間管理や賃金制度の見直し、各種助成金の紹介等に対応。



受 付:月・火・木・金曜日9:00~17:00、水曜日9:00~18:00、土・日・祝休み

所在地:大阪市北区天満2-1-30 大阪府社会保険労務士会館5階

電 話:0120-068-116 (E-mail:hatarakikata@sr-osaka.jp HP:http://www.sr-hatarakikata.jp)

◎次の賃金は計算から除外されます。

- ・精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- ・1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金(ボーナスなど)
- ・臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ・時間外や深夜労働および休日労働に対する賃金

◎賃金の支払われ方別 最低賃金額との比較方法

- ・時間給制 時間給 $\geq$ 最低賃金額
- ・日給制 日給額 $\div$ 1日の平均所定労働時間 $\rightarrow$ 時間額に換算 $\geq$ 最低賃金額
- ・月給制 月給額 $\div$ 1ヶ月平均所定労働時間 $\rightarrow$ 時間額に換算 $\geq$ 最低賃金額
- ・混在する場合 各賃金の1時間あたりを算出し、合計した額 $\geq$ 最低賃金額

◎最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には罰則が定められています。

<https://pc.saiteichingin.info/> で  
全国の最低賃金確認や自分の  
最低賃金のチェックができるよ!



2021(令和3)年4月

令和3年6月7日(月)午後2時

連絡先

大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課

地域労政グループ 吉川・堀・長宗

▽直通 06-6946-2606

# 令和3年

# 春季賃上げ要求・妥結状況

# 最終報

【集計組合数:416組合(加重平均)】

【調査時点:5月25日現在】

□ 妥結額 5,422円(前年:5,950円)

□ 賃上げ率 1.83%(前年:1.99%)

### 【調査結果の特徴点】

- 全体平均では、妥結額、賃上げ率ともに3年連続で減少を示す。
- 産業別の妥結額は、非製造業が製造業より高くなっている。

- 大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課は、今年の府内労働組合の春季賃上げの妥結状況等をまとめました。
- 本集計は、定期昇給及びベースアップ(またはこれらに相当する賃上げ額)の合計額を記載しています。
- 6月14日に本調査の詳細分析(同一の組合による対前年比較)を当課ホームページに掲載します。併せてご参照ください。

◆大阪府労働環境課 ホームページ

<http://www.pref.osaka.lg.jp/sogorodo/chousa/list3505.html>

右記のQRコードからもご覧いただくことができます。



## 本調査の調査対象・集計方法

■本調査は、府内に所在する約1,700組合を調査対象として実施し、5月25日までに妥結額が把握できた575組合のうち、平均賃金額、組合員数が明らかな416組合(126,099人)について集計(加重平均・組合員一人あたり平均)しました。

### 【集計方法について】

加重平均は以下の方法で算出しています。

加重平均=(各組合の妥結額×各組合の組合員数)の合計/各組合の組合員数の合計

## 経済的背景と要求・交渉経過

### (1)経済的背景と労使交渉等の動向

・内閣府は、2月の月例経済報告において、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、一部に弱さがみられる」とし、先行きについては、「緊急事態宣言の解除後も感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていくなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直していくことが期待される。ただし、内外の感染拡大による下振れリスクの高まりに十分注意する必要がある」と分析しました。

・こうした情勢のもと、金属労協(JCM)を構成する大手組合や各産別傘下の組合では、2月下旬までに要求書を提出し、3月17日の集中回答日に向けて大手組合を中心に回答の引き出しが進められました。

・集中回答日の直後となる3月19日に行われた閣議後の記者会見において、田村厚生労働大臣は2021年春闘の結果について「新型コロナウイルス感染症の影響等で先行き不透明感がある中、ベアの回答や定期昇給を維持する企業があるなどばらつきはあるが、現時点では賃金上昇のモメンタムは失われずに進んでいる」との認識を示しました。

・さらに、企業の取り組みに関して、同大臣は「テレワーク制度等の拡充や新型コロナウイルス等の感染症にかかる有給制度の新設など、コロナ禍における新たな働き方改革を進めている」と指摘。今後については、「中小企業も含めて真摯に労使で話し合いをしていただきながら、賃金上昇、働き方改革、こういった流れを進めてほしい」と期待感を示しました。

・内閣府が4月22日に公表した4月の月例経済報告では、景気の先行きについて、「各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待されるが、内外の感染拡大による下振れリスクの高まりに十分注意する必要がある」との判断が示され、加えて、4月23日には大阪府を含む4都府県に緊急事態宣言が発出され、その後、10都道府県に拡大されたことから、同感染症の感染拡大に伴う経済活動の停滞が懸念されています。

・こうした状況のもと、昨年同様、中小企業を中心に労使交渉の実施や回答の引き出しに遅れが生じていることから、現在も多くの企業労使において交渉が行われています。

## (2)労働団体及び経済団体の春闘における主張(概要)

労働側	経営側
<p>○連合「連合白書(2021春季生活闘争の方針と課題)」(令和2年12月)</p> <p>〈基本的な考え方〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍による全世界的な経済活動の停滞は、観光・飲食・鉄道など特定の産業に依然として大きな影響を与えている。一方で、このコロナ禍の中、社会機能を支え続けているいわゆるエッセンシャルワーカー等の処遇は、必ずしもその「働きの価値に見合った水準」となっていない。</li> <li>・「底上げ」「底支え」「格差是正」の取り組みの考え方を堅持する中で、引き続き、月例賃金の絶対額の引き上げにこだわり、名目賃金の最低到達水準と目標水準への到達、すなわち「賃金水準の追求」に取り組む。</li> </ul> <p>〈具体的な要求指標〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期昇給相当分(2%)の確保を大前提に、産業の「底支え」「格差是正」に寄与する。</li> <li>・最大限の「底上げ」に取り組むことで、2%程度の賃上げを実現する。</li> </ul> <p>○全労連・国民春闘共闘委員会「21年国民春闘方針」(令和3年1月)</p> <p>〈基本的な考え方〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍のなか、現金給与の総額は所定外給与が14.0%減と大幅に落ち込んだ結果、前年度比で1.3%(8月)減となり、5か月連続で低下しており、同時に欧米に比べ、コロナ禍以前からの賃金低迷を直視する必要がある。</li> <li>・8時間働けば、誰もが人間らしく暮らせる賃金を実現するために、大幅な賃金引き上げ・底上げを求める。</li> </ul> <p>〈具体的な要求指標〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・賃上げ要求:月額 25,000 円以上 時間額 150 円以上</li> <li>・最低賃金要求:時間額 1,500 円以上</li> </ul>	<p>○経団連「2021年版経営労働政策特別委員会報告」(令和3年1月)</p> <p>〈基本的な考え方〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍で行われる今次労使交渉において、最優先すべきは「事業の継続」と「雇用の維持」であることを、労使の共通認識として強く意識することが求められている。</li> <li>・こうした認識のもと、外的・内的要素を総合的に勘案しながら、自社の支払能力を踏まえ、労使協議を経て企業が決定する「賃金決定の大原則」が例年に増して重要となる。</li> <li>・コロナ禍の影響で企業業績はまだら模様の様相が強まっており、こうした中、業種横並びや各社一律の賃金引上げを検討することは現実的ではない。企業労使は、十分に協議を尽くし、自社の実績に適した賃金決定を行うことが重要である。</li> <li>・今次の労使交渉・協議では、アフターコロナを視野に、新常态(ニューノーマル)やデジタル革新(DX)に対応できる事業構造への転換をも見据え、エンゲージメントの高い働き方を実現することで、自社の競争力強化につなげるべく議論を深めていくことが望まれる。</li> <li>・基本給について、収益が安定的に高い水準で推移あるいは収益が増大している企業においては、制度昇給を実施した上で、自社の実情に適した形で賃金水準の引上げを行うことも選択肢となろう。他方、収益状況が大幅に悪化し、回復の見通しが立ちにくい企業においては、事業継続と雇用維持を最優先に、労使交渉・協議を行うことになる。そのような企業においては、ベースアップの実施は困難であり、制度昇給などを含めて、労使で検討せざるを得ない場合もあり得る。</li> </ul>

## 調査結果の概要

### (1) 妥結額・賃上げ率の推移【P5「妥結額・賃上げ率の年次推移」参照】

全体平均では、妥結額 5,422 円(前年:5,950 円)、賃上げ率 1.83%(前年:1.99%)となり、妥結額、賃上げ率ともに3年連続で減少となりました。

### (2) 企業規模別の妥結状況【P6「企業規模別の妥結状況」参照】

企業規模別の妥結額をみると、

「299 人以下」が、4,760 円(対前年比:473 円減、9.0%減)

「300～999 人」が、5,148 円(対前年比:434 円減、7.8%減)

「1,000 人以上」が、5,546 円(対前年比:514 円減、8.5%減)となり、全ての規模で2年連続で減少となりました。

### (3) 産業別の妥結状況【P7「産業別妥結状況」参照】

産業別(大分類)の妥結額は、製造業の妥結額平均が 5,341 円、非製造業の妥結額平均が 5,493 円となり、非製造業が製造業より高くなっています。

なお、全体平均(5,422 円)と比べて妥結額が高かった業種は、「建設業(9,369 円)」、「化学(7,394 円)」、「情報通信業(6,474 円)」等となりました。

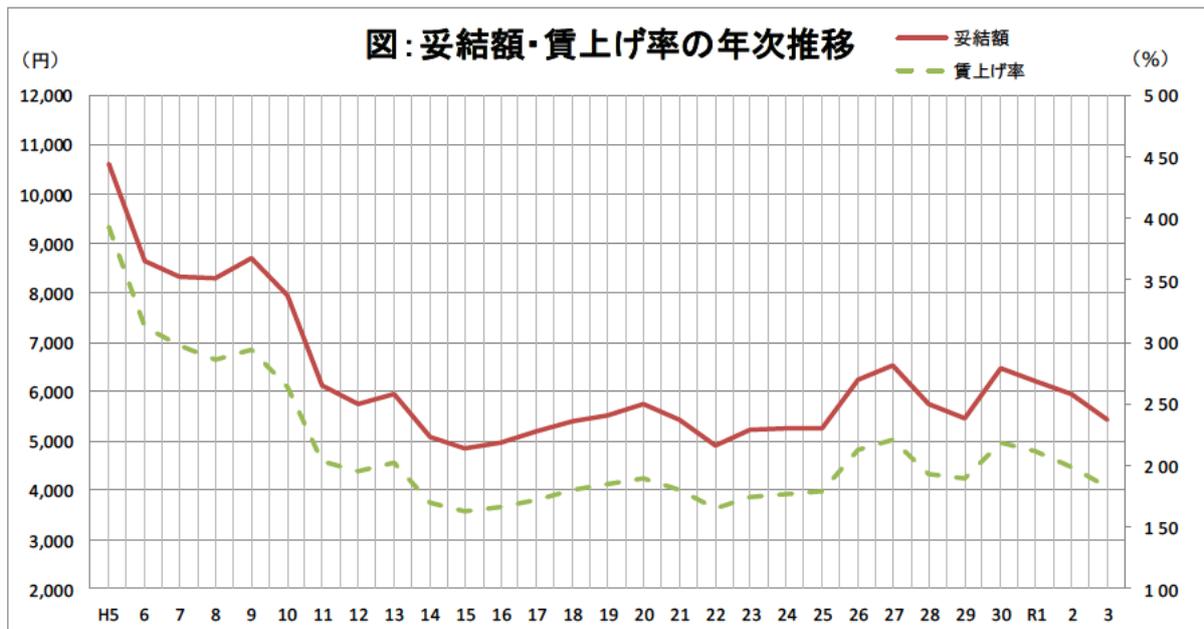
一方、低かった業種は、「印刷・同関連(2,525 円)」、「生活関連サービス業・娯楽業(3,559 円)」等となりました。

## ■ 妥結額・賃上げ率の年次推移

【加重平均】

年	集計 組合数	妥結額		賃上げ率	
		金額 (円)	前年との差 (円)	賃上げ率 (%)	前年との差 (ポイント)
H5	585	10,614	—	3.93	—
6	554	8,632	▲ 1,982	3.12	▲ 0.81
7	450	8,316	▲ 316	2.97	▲ 0.15
8	492	8,289	▲ 27	2.86	▲ 0.11
9	453	8,691	402	2.94	0.08
10	391	7,952	▲ 739	2.64	▲ 0.30
11	453	6,115	▲ 1,837	2.04	▲ 0.60
12	798	5,733	▲ 382	1.95	▲ 0.09
13	669	5,957	224	2.02	0.07
14	473	5,086	▲ 871	1.70	▲ 0.32
15	473	4,836	▲ 250	1.63	▲ 0.07
16	446	4,961	125	1.66	0.03
17	476	5,198	237	1.72	0.06
18	503	5,388	190	1.80	0.08
19	522	5,503	115	1.85	0.05
20	505	5,739	236	1.89	0.04
21	391	5,426	▲ 313	1.80	▲ 0.09
22	397	4,903	▲ 523	1.65	▲ 0.15
23	363	5,221	318	1.75	0.10
24	417	5,239	18	1.77	0.02
25	409	5,265	26	1.79	0.02
26	395	6,239	974	2.13	0.34
27	400	6,513	274	2.21	0.08
28	417	5,743	▲ 770	1.93	▲ 0.28
29	468	5,465	▲ 278	1.89	▲ 0.04
30	394	6,463	998	2.18	0.29
R1	337	6,201	▲ 262	2.11	▲ 0.07
2	305	5,950	▲ 251	1.99	▲ 0.12
3	416	5,422	▲ 528	1.83	▲ 0.16

要求額	
集計 組合数	金額 (円)
434	7,883
447	8,361
455	7,448
364	8,250
344	6,677
318	7,077
385	6,379
370	6,689
380	8,548
361	10,604
392	9,408
411	8,638
374	9,492
308	9,660
287	9,528
403	8,365



※加重平均集計は平成5年より開始しました。

※要求額は、最終報の調査時点において把握できた組合の集計結果であり、集計を開始した平成18年より記載しています。

※各年の要求額は、その年の最終報時点で要求額・組合員数・平均賃金額が把握できた組合の加重平均を表しています。

令和3年は、403組合の集計結果を表しています。

## ■企業規模別の妥結状況

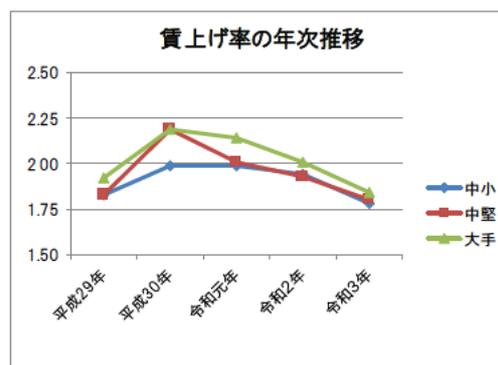
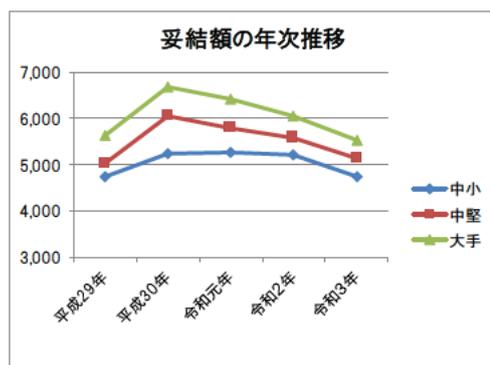
【加重平均】  
(集計組合数:416組合)

企業規模 (従業員数)		集計組合数	平均賃金額 (円)	妥結額 (円)	賃上げ率 (%)
299人 以下の 内訳	29人以下	17	277,968	5,246	1.89
	30~99人	89	254,166	4,132	1.63
	100~299人	105	270,042	4,921	1.82
299人以下		211	266,833	4,760	1.78
300~999人		81	285,813	5,148	1.80
1,000人以上		124	301,991	5,546	1.84
総平均		416	296,670	5,422	1.83

## ■企業規模別 妥結額・賃上げ率の年次推移

【加重平均】

		平成29年		平成30年		令和元年		令和2年		令和3年	
		妥結額 (円)	賃上げ率 (月)								
299人 以下の 内訳	29人以下	5,337	1.91	3,687	1.37	6,171	2.37	4,256	1.44	5,246	1.89
	30~99人	4,614	1.86	5,184	2.01	5,043	1.94	4,591	1.78	4,132	1.63
	100~299人	4,788	1.81	5,282	2.00	5,350	2.00	5,461	2.00	4,921	1.82
299人以下		4,755	1.83	5,244	1.99	5,281	1.99	5,233	1.94	4,760	1.78
300~999人		5,050	1.83	6,073	2.19	5,789	2.01	5,582	1.93	5,148	1.80
1,000人以上		5,653	1.92	6,683	2.19	6,420	2.14	6,060	2.01	5,546	1.84



※各年の妥結額は、その年の最終報時点での、妥結額・組合員数・平均賃金額が把握できた組合の加重平均を表したものです。

■産業別の妥結状況

(集計組合数:416組合)

【加重平均】

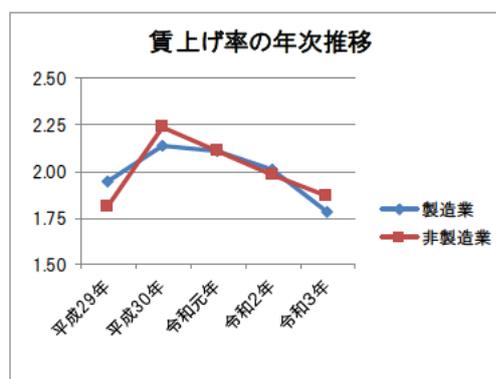
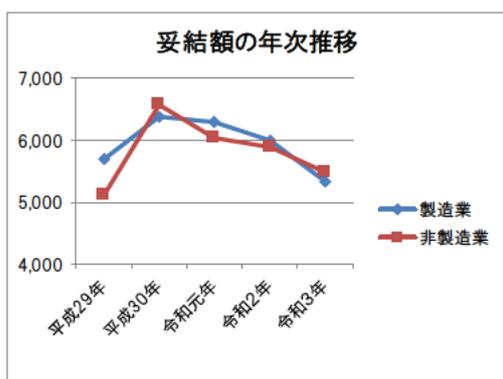
産業	集計組合数 (組合)	妥結人数 (人)	平均賃金 (円)	妥結額 (円)	賃上げ率 (%)	【参考】 要求額 (円)	
全産業計	416	126,099	296,670	5,422	1.83	8,365	
製造業	製造業平均	292	59,095	300,318	5,341	1.78	7,470
	食料品・たばこ	30	5,379	304,690	4,571	1.50	7,337
	繊維、衣服	33	5,245	290,059	5,567	1.92	6,559
	木材、家具・装備品	4	732	282,438	4,242	1.50	5,509
	パルプ・紙・紙加工品	6	458	267,433	4,888	1.83	6,694
	印刷・同関連	8	2,773	279,011	2,525	0.90	8,248
	化学	41	8,121	335,345	7,394	2.20	9,176
	石油・石炭製品						
	プラスチック製品	1	49	241,824	7,459	3.08	6,837
	ゴム、皮革製品	3	211	240,753	4,018	1.67	5,269
	窯業・土石製品	2	202	258,013	4,308	1.67	5,917
	鉄鋼	29	4,814	291,436	5,060	1.74	8,183
	非鉄金属	10	798	270,372	5,348	1.98	7,661
	金属製品	40	7,290	260,233	4,939	1.90	6,201
	機械器具	58	13,940	311,047	5,618	1.81	7,650
	電子部品・デバイス	1	10	296,116	4,650	1.57	8,000
	電気機械器具	11	2,513	285,944	5,198	1.82	8,223
	情報通信機械器具						
	輸送用機械器具	11	4,299	318,623	6,327	1.99	7,725
	その他の製造	4	2,261	310,877	1,819	0.59	4,325
非製造業	非製造業平均	124	67,004	293,453	5,493	1.87	9,317
	農林水産業						
	鉱業・採石・砂利	1	23	248,584	2,500	1.01	4,500
	建設業	4	1,717	309,170	9,369	3.03	9,447
	電気・ガス・熱供給・水道業	1	3,484	333,100	7,070	2.12	7,500
	情報通信業	15	1,064	346,455	6,474	1.87	10,369
	うち、通信・放送						
	うち、情報サービス	1	11	186,042	1,000	0.54	7,500
	うち、情報制作(出版等)	14	1,053	348,130	6,531	1.88	10,399
	運輸業・郵便業	26	15,643	302,184	4,961	1.64	8,759
	うち、私鉄・バス等	4	10,454	307,832	5,847	1.90	
	うち、道路貨物輸送	9	3,639	317,317	3,041	0.96	10,517
	うち、郵便業						
	うち、その他	13	1,550	228,566	3,487	1.53	4,538
	卸売・小売業	51	32,765	292,817	5,470	1.87	8,945
	金融・保険業、不動産、物品賃貸業	2	3,233	271,213	4,902	1.81	10,641
	うち、金融・保険業	1	200	252,446	6,177	2.45	8,177
	うち、不動産業	1	3,033	272,451	4,818	1.77	10,804
	うち、物品賃貸業						
	学術研究、専門・技術サービス業	3	544	264,043	3,826	1.45	4,182
	飲食店、宿泊業	2	537	252,984	5,318	2.10	5,318
	生活関連サービス業、娯楽業	3	41	302,412	3,559	1.18	6,862
	医療、福祉、教育、学習支援業	7	840	292,643	4,509	1.54	33,068
	うち、教育・学習支援業	4	96	291,396	3,490	1.20	26,159
	うち、医療・福祉	3	744	292,804	4,640	1.58	33,960
	複合サービス事業、サービス業	9	7,113	261,637	5,461	2.09	9,381
	うち、複合サービス事業	3	4,072	234,252	4,907	2.09	10,627
	うち、自動車整備・機械修理	1	209	252,644	7,515	2.97	9,441
	うち、賃貸・広告業	1	1	263,652	1,900	0.72	3,000
	うち、その他	4	2,831	301,691	6,109	2.02	7,587

※集計数が少ない業種については、平均額の精度が十分に確保できないとみられることから、結果の利用に当たっては御留意ください。

※要求額は、最終報時点て要求額・組合員数・平均賃金額が明らかな403組合の集計結果を表しています。

## ■産業別 妥結額・賃上げ率の年次推移

	平成29年		平成30年		令和元年		令和2年		令和3年	
	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)								
製造業	5,705	1.95	6,380	2.14	6,312	2.11	5,998	2.01	5,341	1.78
非製造業	5,122	1.81	6,586	2.24	6,053	2.11	5,907	1.98	5,493	1.87



※各年の妥結額は、その年の最終報時点での妥結額・組合員数・平均賃金額が把握できた組合の加重平均を表したものです。

### 【参考】

#### ◆単純平均 結果一覧（発表時期別 要求・回答・妥結状況）

	令和3年 発表日	要求		回答		妥結	
		令和3年	令和2年	令和3年	令和2年	令和3年	令和2年
第1報	4月2日	601組合	484組合	110組合	150組合	58組合	73組合
		11,546円	11,890円	4,306円	5,846円	5,707円	6,070円
第2報	4月20日	658組合	627組合	415組合	342組合	286組合	288組合
		11,393円	13,407円	4,657円	5,216円	5,072円	5,267円
第3報	5月14日	713組合	671組合	542組合	388組合	450組合	313組合
		11,574円	13,829円	4,490円	4,917円	4,535円	5,133円
最終報	6月7日	773組合	687組合	616組合	442組合	575組合	365組合
		12,729円	13,823円	4,702円	4,889円	4,709円	5,101円

※本表では、平均賃金額や組合員数が把握できたか否かを問わず、要求額、回答額、妥結額の全てもしくはいずれかが把握できた組合をすべて集計対象としています。

※その結果、要求組合が773組合、回答組合が616組合、妥結組合が575組合となっています。

#### ◆年間一時金・夏季一時金の回答・妥結状況（最終報時点）

区分	集計組合数	内容	妥結額
回答 妥結	132組合	年間一時金	1,328,369円
	172組合	夏季一時金	589,098円

※本集計は、春闘時に賃上げと併せて年間一時金又は夏季一時金の交渉を実施している組合において単純平均集計を行ったものです。  
なお、夏季一時金の調査結果については、6月15日以降に順次、発表します。

令和3年6月14日(月)午後2時

連絡先

大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課  
地域労政グループ 吉川・堀・長宗  
▽直通 06-6946-2606

# 令和3年 春季賃上げ妥結状況

## 詳細分析報告

### 【同一の組合による対前年比較】

(調査時点:5月25日現在)

(加重平均(組合員1人あたり平均))

(集計組合数:297組合)

#### 【全体結果】(表1)

項目	令和3年	令和2年	対前年比
妥結額	5,687円	6,048円	▲361円 (増減率:▲6.0%)
賃上げ率	1.90%	2.05%	▲0.15ポイント

#### 【主な特徴点】

- 妥結額、賃上げ率ともに前年に比べ減少を示す。
- すべての企業規模で前年に比べ減少を示す。
- 産業別では、製造業、非製造業ともに前年に比べ減少を示す一方、それぞれ約4割の業種で横ばいまたは増加を示す。

○大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課は、今年の府内労働組合の春季賃上げの妥結状況について、前年からの妥結額等の動きを詳細に把握するため、5月25日までに「妥結額」、「組合員数」、「平均賃金額」が把握できた416組合※のうち、前年の妥結額についても把握できている297組合(今年、昨年の同一の組合)について、対前年比較及び詳細な分析を行いました。

※この416組合を対象とした加重平均結果については、6月7日公表の令和3年春季賃上げ要求・妥結状況(最終報)をご覧ください。

○調査対象及び集計方法、詳細な分析結果については次ページ以降をご覧ください。

## 調査結果の詳細分析【集計組合数:297組合】

### (1) 妥結額の状況【1ページ・表1 参照】

本年調査では、妥結額5,687円(前年:6,048円)と、対前年比361円減・6.0%減となり、前年を下回る結果となりました。

### (2) 企業規模別妥結状況【下の表2 参照】

企業規模別の妥結額における対前年比較では、

「299人以下」が、対前年比 279円減・5.4%減（令和3年:4,863円 令和2年:5,142円）

「300～999人」が、対前年比 246円減・4.5%減（令和3年:5,279円 令和2年:5,525円）

「1,000人以上」が、対前年比 393円減・6.3%減（令和3年:5,854円 令和2年:6,247円）となりました。

(表2) 企業規模別妥結状況

企業規模 (従業員数)		集計組合数 (組合)	妥結額 (円)		対前年比		
			令和3年	令和2年	金額(円)	増減率(%)	増減傾向 (※)
299人 以下の 内訳	29人以下	12	5,359	3,972	1,387	34.9	
	30～99人	60	3,968	4,493	▲ 525	▲ 11.7	
	100～299人	75	5,109	5,344	▲ 235	▲ 4.4	
299人以下		147	4,863	5,142	▲ 279	▲ 5.4	
300～999人		60	5,279	5,525	▲ 246	▲ 4.5	
1,000人以上		90	5,854	6,247	▲ 393	▲ 6.3	
総加重平均		297	5,687	6,048	▲ 361	▲ 6.0	
総単純平均(参考)			5,048	5,393	▲ 345	▲ 6.4	

※ 増減傾向は、5%以上の増加・減少率を太矢印、1%以上5%未満の増加・減少率を細矢印、1%未満の増減率を横矢印で示しています。

(3)産業別の妥結状況【4, 5ページ・表4-①, ② 参照】

産業別(大分類)における対前年比較では、製造業が 5,719 円(対前年比 350 円減、5.8%減)、非製造業が 5,660 円(対前年比 370 円減、6.1%減)となりました。

製造業では、増減傾向(矢印)を記載した14業種のうち9業種でマイナス傾向となりました。

非製造業では、増減傾向(矢印)を記載した10業種のうち6業種でマイナス傾向となり、プラス傾向となった業種でも一部を除いて対前年比の増加率は低くなっています。

なお、集計組合数が 10 組合以上の業種のうち、前年と比べ増減率の高い業種は下記表のとおりです。

(表3)産業別の妥結状況(加重平均)のうち、前年に比べ増減率の高かった3業種(※)

分析対象(集計組合数10組合以上)のうち上位3業種、下位3業種の分析コメントを記載。

	集計 組合数 (組合)	組合 員数 (人)	妥結額		対前年比			コメント 【主な特徴点など】(※3)
			令和3年 (円)	令和2年 (円)	金額 (円)	増減率 (%)	増減傾向 (※2)	
食料品・たばこ (製造業)	22	4,225	4,839	4,695	144	3.1	↗	組合によってばらつきがあり、一部の組合員数の多い大手組合がプラス妥結となったため、全体としてプラス傾向となった。
卸売・小売業 (非製造業)	32	24,584	5,725	5,671	54	1.0	↗	組合によってばらつきがあり、一部の組合員数の多い大手組合がプラス妥結となったため、全体としては軽微なプラス傾向となった。
繊維、衣服 (製造業)	28	5,075	5,604	6,523	▲ 919	▲ 14.1	↘	8割の組合でマイナス妥結となったことに加え、一部の組合が大幅なマイナス妥結となったため、全体として大幅なマイナス傾向となった。
鉄鋼 (製造業)	24	4,213	5,118	5,784	▲ 666	▲ 11.5	↘	8割の組合でマイナス妥結もしくは昨年と同額の妥結となったため、全体として大幅なマイナス傾向となっている。
運輸業・郵便業 (非製造業)	17	11,207	5,161	5,680	▲ 519	▲ 9.1	↘	5割の組合でマイナス妥結となっており、くわえて一部の組合員数の多い大手組合がマイナス妥結となったため、全体としてマイナス傾向となっている。

※1 本集計では、集計組合数10組合以上のうち増加傾向にある業種が2業種のみ。

※2 増減傾向は、5%以上の増加・減少率を太矢印、1%以上5%未満の増加・減少率を細矢印、1%未満の増減率を横矢印で示しています。

(表4-①)産業別の妥結状況(加重平均)(※1)

	集計 組合数 (組合)	組合 員数 (人)	妥結額		対前年比		
			令和3年 (円)	令和2年 (円)	金額 (円)	増減率 (%)	増減傾向 (※2)
製造業	212	42,765	5,719	6,069	▲ 350	▲ 5.8	
食料品・たばこ	22	4,225	4,839	4,695	144	3.1	
繊維、衣服	28	5,075	5,604	6,523	▲ 919	▲ 14.1	
木材、家具・ 装備品							
パルプ・紙・ 紙加工品	3	154	4,325	4,599	▲ 274	▲ 6.0	
印刷・同関連	2	413	4,111	4,026	85	2.1	
化学	28	6,634	7,899	8,213	▲ 314	▲ 3.8	
石油・石炭製品							
プラスチック製品							
ゴム、皮革製品	1	34	6,000	3,409	2,591	76.0	
窯業・土石製品	1	145	5,098	5,047	51	1.0	
鉄鋼	24	4,213	5,118	5,784	▲ 666	▲ 11.5	
非鉄金属	8	639	5,704	4,766	938	19.7	
金属製品	34	6,585	4,885	5,051	▲ 166	▲ 3.3	
機械器具	45	7,978	5,366	5,852	▲ 486	▲ 8.3	
電子部品・ デバイス							
電気機械器具	8	2,268	5,266	5,292	▲ 26	▲ 0.5	
情報通信 機械器具							
輸送用機械器具	7	4,019	6,472	6,722	▲ 250	▲ 3.7	
その他の製造	1	383	4,749	6,573	▲ 1,824	▲ 27.7	

※1 集計組合数が少ない業種については、平均額の精度が十分に確保できないとみられることから、結果の利用に当たっては御留意ください。

※2 増減傾向は、5%以上の増加・減少率を太矢印、1%以上5%未満の増加・減少率を細矢印、1%未満の増減率を横矢印で示しています。

(表4-②)産業別の妥結状況(加重平均)(※1)

	集計 組合数 (組合)	組合 員数 (人)	妥結額		対前年比		
			令和3年 (円)	令和2年 (円)	金額 (円)	増減率 (%)	増減傾向 (※2)
非製造業	85	49,841	5,660	6,030	▲ 370	▲ 6.1	↘
農林水産業							↘
鉱業・採石・砂利							↘
建設業	3	681	4,041	4,602	▲ 561	▲ 12.2	↘
電気・ガス・熱供給・水道業	1	3,484	7,070	7,140	▲ 70	▲ 1.0	↘
情報通信業	15	1,064	6,474	6,580	▲ 106	▲ 1.6	↘
うち、通信 放送							↘
うち、情報サービス	1	11	1,000	800	200	25.0	↘
うち、情報制作(出版等)	14	1,053	6,531	6,641	▲ 110	▲ 1.7	↘
運輸業・郵便業	17	11,207	5,161	5,680	▲ 519	▲ 9.1	↘
うち、私鉄 バス等	2	8,043	5,866	6,582	▲ 716	▲ 10.9	↘
うち、道路貨物輸送	7	2,979	3,384	3,421	▲ 37	▲ 1.1	↘
うち、郵便業							↘
うち、その他	8	185	3,130	2,839	291	10.3	↘
卸売・小売業	32	24,584	5,725	5,671	54	1.0	↔
金融・保険業、不動産、物品賃貸業	2	3,233	4,902	5,818	▲ 916	▲ 15.7	↘
うち、金融 保険業	1	200	6,177	6,341	▲ 164	▲ 2.6	↘
うち、不動産業	1	3,033	4,818	5,783	▲ 965	▲ 16.7	↘
うち、物品賃貸業							↘
学術研究、専門・技術サービス業	1	45	4,000	2,000	2,000	100.0	↔
飲食店、宿泊業							↘
生活関連サービス業、娯楽業	1	26	3,205	3,205	0	0.0	↔
医療、福祉、教育、学習支援業	7	840	4,509	4,496	13	0.3	↔
うち、教育・学習支援業	4	96	3,490	3,783	▲ 293	▲ 7.7	↘
うち、医療 福祉	3	744	4,640	4,588	52	1.1	↔
複合サービス事業、サービス業	6	4,677	6,278	8,492	▲ 2,214	▲ 26.1	↘
うち、複合サービス事業	2	2,470	5,680	8,795	▲ 3,115	▲ 35.4	↘
うち、自動車整備・機械修理	1	209	7,515	5,797	1,718	29.6	↘
うち、賃貸 広告業	1	1	1,900	4,216	▲ 2,316	▲ 54.9	↘
うち、その他	2	1,997	6,890	8,401	▲ 1,511	▲ 18.0	↘

※1 集計組合数が少ない業種については、平均額の精度が十分に確保できないとみられることから、結果の利用に当たっては御留意ください。  
 ※2 増減傾向は、5%以上の増加・減少率を太矢印、1%以上5%未満の増加・減少率を細矢印、1%未満の増減率を横矢印で示しています。

